

重度の肝硬変の方への支援制度

最近、重症度を判断する基準が緩和されました。ぜひ、ご活用ください。

障害年金

※平成26年6月1日に制度改正。

国民年金・厚生年金（共済年金含む）からは、「肝疾患による障害」の程度に応じた年金を受けられることがあります（原則として65才未満）。

まずは医療機関のソーシャルワーカーや社会保険労務士など専門家にご相談ください（申請先は年金事務所）。



障害年金のイメージ

- 1級**（介助なしで日常生活できない。寝たきり等）
→ 年**97.5万円** + 障害厚生年金（※）
- 2級**（日常生活が困難で労働収入が得られない）
→ 年**78.0万円** + 障害厚生年金（※）
- 3級**（厚生年金だけの制度。労働に著しい制限のある方）
→ 年**58.5万円**～

※障害厚生年金の額は、加入期間や保険料の額、家族構成などで決まります。

*これはイメージです。詳しくは専門家にご相談下さい。

身体障害者手帳

※平成28年4月1日に改正。

「肝機能障害」の程度に応じて、医療費・交通費助成など、自治体からのサービスが受けられます。支援の内容や手続きについては、医療機関の相談窓口やお住まいの市区町村の障害福祉担当窓口にご相談ください。

治療などについて、患者さんやご家族が相談できるところ

東北大学病院「肝疾患相談室」

☎022-717-7031

受付時間：月～金 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）



ご相談例

肝臓の病気と治療法／肝臓の病気で受けられる経済支援制度／
肝臓専門医のいる医療機関／無料の肝炎ウイルス検査／生活での注意点 など

発行・お問い合わせ

B型肝炎被害対策東北原告団

（事務局）〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1-17-24 高裁前ビル2階 ☎0120-76-0152

紹介しているのは令和7年2月1日現在の内容です。

ウイルス性肝炎 患者さんに役立つ制度

ウイルス性肝炎は専門医による治療・検査を続けることが大切です。
その費用を補助する制度をご紹介します。



ご存じですか？

肝がん・重度肝硬変の患者さん向けに入通院医療費の助成があります！

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 対象は、①宮城県内に住所がある、②各種医療保険に加入している、③B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変で、④世帯の合計年収がおおむね370万円以下、⑤研究に協力する、という5つの条件を満たす方です。肝がん・重度肝硬変の入院関係医療費の自己負担額が過去2年で2ヵ月以上「高額療養費」の限度額を超えると、入通院医療費の一部が助成されます。詳しくは県庁の担当課におたずねください。



申請
窓口

お住まいの地域の
管轄保健所

県庁の
担当課

疾病・感染症対策課 感染症対策班
☎022-211-2632

B型・C型肝炎治療費の助成

宮城県の肝炎治療特別促進事業

対象は保険適用医療であり、B型肝炎に対するインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療、C型肝炎に対するインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、並びに、これらの治療を行うために必要な医療です。申請は、各地域の保健所宛に所定の申請書や診断書を添えて行う必要があります。なお、核酸アナログ製剤治療の更新手続きが簡素化されました（詳細は県庁まで）。



助成を受けたときの 自己負担額（宮城県の場合）

世帯の市町村民税	自己負担
所得割が年額23.5万円未満	月1万円
所得割が年額23.5万円以上	月2万円



助成を受けたときの 検査費用（宮城県の場合）

住民税非課税世帯	無料
市町村民税（所得税）が年額23.5万円未満の世帯	
慢性肝炎	1回2千円
肝がん・肝硬変	1回3千円

申請窓口 お住まいの地域の
管轄保健所

定期検査費用の助成

B型・C型の慢性肝炎・肝硬変・肝がんで、上記の助成を受けていない方は、年度2回まで定期検査費用が助成されます（所得制限あり）。対象は血液検査、超音波検査（肝硬変・肝がんはCT・MRI）などで、県が指定する医療機関で受けたものです。



申請窓口 仙台市にお住まいの方：県庁の担当課
仙台市以外にお住まいの方：お住まいの地域の管轄保健所

詳細・お問い合わせ

県庁の
担当課

疾病・感染症対策課 感染症対策班
☎022-211-2632（月～金 8:30～17:15）

手続きは
お済みですか？



弁護士に相談すれば、「給付金」手続きだけでなく、最新の治療情報を学んだり、悩みの相談ができる仲間（患者で作る原告団）も出来ます。

B型肝炎「給付金」

過去の集団予防接種でB型肝炎に感染したキャリア・患者が対象です。無症候性キャリアの方は、さらに年4回の定期検査費用が助成されます。①生年月日が昭和16年7月2日以降で②B型肝炎ウイルスに持続感染されている方は、あきらめる前に弁護士にご相談ください。

給付金の金額

死亡	3600万円
肝硬変重度、肝がん	3600万円
肝硬変軽度	2500万円
慢性肝炎	1250万円
※各病態の発症から提訴までに20年が経過した場合、減額されます。	
無症候性キャリア	50万円 +定期検査費用等

※いちど「対象者」と認められれば、病態が進んだときにも給付金の「差額」（追加給付）を受給できます。

ご相談は各地の弁護士へ

B型肝炎被害対策東北弁護士団

☎0120-76-0152 <https://bkantohoku.com/>

団長 鹿又喜治（仙台弁護士会）

B型肝炎 東北弁護士団 で検索



薬害肝炎（C型肝炎）「給付金」

フィブリンゲン製剤でC型肝炎に感染された、いわゆる薬害肝炎の被害者の方々が対象です。この給付を受けるためには訴訟提起が必要です。薬害肝炎全国弁護士団にご相談ください。

ご相談は各地の弁護士へ

薬害肝炎東北弁護士団 <http://www.hcv.jp>

☎022-224-1504（月～金 10:00～15:00）

留守番電話での対応になります。メッセージに従い必要事項を吹き込んでください。

